第三十九条の十八第四項中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第八項」に改め、同条第五項中「第六十六条の六第八項」を「第六十六条の六第十項」に改め、同条第八項各号及び第九項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第十二項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二十六項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二十九項各号中「第六項」を「第八項」に改める。

第三十九条の二十第一項、第三項及び第四項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第五項中「第六十六条の六第十三項」を「第六十六条の六第十六項」に改める。

第三十九条の二十の二第一項第二号中「第三十九条の二十の四第八項」を「第三十九条の二十の四第六項」に改める。

第三十九条の二十の三第六項中「同条第六項第九号」を「同条第八項第九号」に、「第六十六条の九の二第六項第九号」を「第六十六条の九の二第八項第九号」に改め、同条第十七項第一号中「第六十六条の九の二第五項各号」を「第六十六条の九の二第七項各号」に、「第四十条の七第五項各号」を「第四十条の七第七項各号」に改め、同条第二十一項中「第三十九条の十七（第一項及び第二項を除く。）」を「第三十九条の十七第三項から第九項まで」に改め、同条第二十二項中「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法第六十六条の九の二第二項第十一号に規定する政令で定める日は、同項第九号に規定する清算部分対象外国関係法人又は同項第十号に規定する清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日と同項第十一号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第三十九条の二十の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第六十六条の九の二第六項に」を「第六十六条の九の二第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第三十九条の十七の三第六項」を「第三十九条の十七の三第四項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第三十九条の十七の三第四項」を「第三十九条の十七の三第二項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に、「第三十九条の十七の三第五項」を「第三十九条の十七の三第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に、「第六十六条の九の二第八項第二号」を「第六十六条の九の二第六項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第六十六条の九の二第六項第二号」を「第六十六条の九の二第八項第二号」に、「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に改め、同項第四号中「同条第六項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六十六条の九の二第八項第四号」を「第六十六条の九の二第六項第四号」に、「第三十九条の十七の三第十項」を「第三十九条の十七の三第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第三十九条の十七の三第十三項及び第十四項」を「第三十九条の十七の三第十一項及び第十二項」に、「同条第十一項又は第十二項」を「同条第九項又は第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三十九条の十七の三第十五項」を「第三十九条の十七の三第十三項」に、「第六十六条の九の二第八項第六号」を「第六十六条の九の二第六項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「第六十六条の九の二第八項第七号」を「第六十六条の九の二第六項第七号」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第六項第一号」に、「第六十六条の九の二第八項第一号」を「第六十六条の九の二第六項第一号」に、「第六十六条の六第八項第七号」を「第六十六条の六第六項第七号」に、「第六十六条の九の二第八項第七号の二イ」を「第六十六条の九の二第六項第七号の二イ」に、「第三十九条の十七の三第十五項」に、「第六十六条の九の二第六項第七号の二イ」を「第三十九条の十七の三第十七項」を「第六十六条の九の二第八項第七号の二イ」に、「第三十九条の十七の三第十八項」を「第三十九条の十七の三第十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に、「第十七項及び第十八項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第三十九条の十七の三第二十項」を「第三十九条の十七の三第十八項」に、「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第六十六条の九の二第六項第八号」を「第六十六条の九の二第八項第八号」に、「第十九項」を「第十七項」に、「第三十九条の十七の三第二十一項」を「第三十九条の十七の三第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第六十六条の九の二第八項第九号」を「第六十六条の九の二第六項第九号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第六十六条の九の二第八項第九号」を「第六十六条の九の二第八項第九号」に、「第三十九条の十七の三第二十三項」を「第三十九条の十七の三第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第三十九条の十七の三第二十四項及び第二十五項」を「第三十九条の十七の三第二十二項及び第二十三項」に、「第十六項」を「第十四項」に、「同条第二十一項又は第二十三項」を「同条第十九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十五項」に、「第六十六条の九の二第六項第十号」を「第六十六条の九の二第八項第十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第三十九条の十七の三第二十七項」を「第三十九条の十七の三第二十五項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号に」を「第六十六条の九の二第八項第十一号に」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号イ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第三十九条の十七の三第十一項から第十四項まで」を「第三十九条の十七の三第九項から第十二項まで」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ニ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ト」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ト」に、「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に、「第六十六条の六第六項第七号」を「第六十六条の六第八項第七号」に、「第六十六条の九の二第八項第七号」を「第六十六条の九の二第六項第七号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九条の十七の三第二十六項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ヲ」に、「第三十九条の十七の三第二十一項」を「第三十九条の十七の三第二十九項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二十八項中「同条第二項第十号」とあり、及び「法第六十六条の六第二項第十号」とあるのは、「法第六十六条の九の二第二項第十一号」と読み替えるものとする。

第三十九条の二十の四第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第六十六条の九の二第七項」を「第六十六条の九の二第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第六十六条の九の二第十項第一号」を「第六十六条の九の二第十二項第一号」に、「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第六項第四号」を「第六十六条の九の二第八項第四号」に改め、「（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十三項とする。

第三十九条の二十の五第一項中「第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第十項各号列記以外の部分」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第六十六条の九の二第八項第一号」を「第六十六条の九の二第十項第一号」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の二第九項第二号」を「第六十六条の九の二第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の九の二第十項第一号」を「第四十条の七第十二項第一号」に、「第六十六条の九の二第八項第四号」を「第六十六条の九の二第十項第四号」に改める。